



各論「広報・情報公開、その他法令遵守等」 に関する内閣府からの説明

大学院大学構想時の議論

「**新大学院大学の青写真**」取りまとめ（沖縄科学技術研究基盤整備機構の運営委員会）（2008年7月）

- 国の特別の財政支援に伴い、税金の効率的・効果的な使用について説明責任・透明性の確保の仕組み（事業計画・成果の審査、報告徴収、是正措置、財務諸表の公開、外部監査、監事の任命、連絡協議会等）が必要。

関係閣僚申し合わせ（官房長官、沖縄及び北方担当相、科学技術担当相、財務相、文部科学相）（2008年12月）

- 沖縄における科学技術の水準の向上を通じて、沖縄の振興、さらには我が国経済社会の発展を図る観点から、法人の業務運営について、高い透明性及び国民に対する説明責任が果たされる仕組みを設ける。国による財政支援の目的も踏まえ、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ確認・評価を行う。その際、大学院大学の教育研究の特性に配慮する。

「**沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標(OIST開学時の姿)**」（2009年4月）

- 法人の業務運営について関係法令に基づき積極的な情報提供を行い、高い透明性を確保し、税金の効率的・効果的な使用について、国民に対する説明責任が果たされるよう努める。

国からの特別の補助に伴い、国費の適正な執行等を図るための国の特別の関与

- ・ 監事の選任を内閣総理大臣の認可事項とすること【第7条】
- ・ 事業計画、長期借入金、重要な財産の譲渡等について内閣総理大臣の認可事項とすること【第9～11条】
- ・ 内閣総理大臣が報告徴収、立入検査を行う権限や、違法行為等については是正を求める権限を持つこととすること【第14・15条】

等の規定が学園法上設けられている。

国費の使途について説明責任を果たすとともに透明性や運営の効率性を確保するための措置

独立行政法人等情報公開法の対象法人と位置付け、独立行政法人と同様に事業報告書や貸借対照表、外部監査の結果等の情報をインターネット等を通じて公表しなければならないこととされることにより、透明性の確保と説明責任を果たすものとされている。